☆春の月間出陣式
4月22日（水）　森下文化センター
☆春の拡大行動日
4月23日（木）
27日・28日（月・火）

土建しんぶん

墨田、江東、江戸川合同編集

東京土建一般労働組合
江東ブロック会議
江東区北砂1－11－4
TEL〔3640〕2411
発行者　茂呂裕一
定価　30円
新聞代は組合費に含まれています

土建国保加入の従業員の方は、改めて、「協会けんぽ」に入り直す必要はありません

建設国保と厚生年金のセット加入による

社会保険加入促進を行っています

国土交通省が認めています

「建設国保」と「厚生年金」のセットで社会保険に加入することは、国土交通省「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」（平成24年7月30日付）に「適法」と記されています。

しかし、元請や上位企業の指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に対し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われている事例があります。

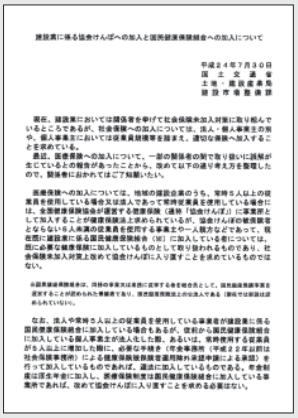

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主方形や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。
最近、国民健康保険への加入について、一部の製造業の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了知願いたい。

国民健康保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などあって、現在国に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、国に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業態に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた事業体であり、国民健康保険法上の法人である（国税では法人とは認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従来から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成24年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用届外非該当届による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は原生年金に加入し、健康保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

社会保険とは

社会保険とは、以下の3保険を指します。法人事業所及び、常時5人以上の従業員がいる個人事業所は、加入の対象になります。

協会けんぽ　または　建設国保　＋　厚生年金　＋　労災・雇用保険

建設国保に加入している事業所の対応

建設国保に加入している場合は、協会けんぽに移行することなく、以下の通り厚生年金と労災・雇用保険とセットで社会保険に加入することができます。

建設国保　＋　厚生年金　＋　労災・雇用保険

「法人」または「従業員5人以上」の個人事業所について

現在建設国保に加入している個人事業者が、「法人化」または「従業員が常時5人以上」になった場合は、**「健保適用除外」承認**を受ければ、そのまま建設国保に加入し、厚生年金の適用を受けることになります。

●健保適用除外とは

本来、協会けんぽの適用となる従業員であっても、「健保適用除外」の承認を受けたものは現在の建設国保のままでいることができます。

つまり、建設国保に加入していても適用除外を受けることで、協会けんぽと同等に位置づけられることになります。

一以上により、社会保険未加入対策において、**建設国保の被保険者については、一定の手続を行えば改めて「協会けんぽ」に入り直す必要はありません。**

詳しくは組合事務所までご相談下さい

七十回目の三月十日

東京大空襲を前に

砂町中央分会　茨城勤之助

私達は周囲の人々に連れられて、数百メートル先の裏山に逃げ込みました。大人の人々は、大本営発表では敵空母を殲滅したので空襲は無いと聞かされていたので、あれは嘘なんじゃないかとヒソヒソ話をしていました。その後、度々空襲があり村長さんの話では油が無いから、松根油を作れと軍から命令があったと、つまり松の木の根を短く切って大きなお釜で湯を沸かして、松の根っこを煮て上に浮く油を煮詰めて使うのです。当時村の県道を走る、バスは木炭バスと言って学校で戦後使っていた石炭ストーブの七～八倍のお釜を後ろに乗せて走っていました。馬力が弱いので坂道の麓に来ると、乗客が十数人位降りてバスが頂上に来ると又乗って走り出して居たのです。七月頃になると敵が鹿島灘に上陸してくるかもしれないので竹槍を作れと命令があり、村の人がこれで戦うのかと小声で話をしていました。そして八月六日広島、九日長崎にピカドンが落とされ、八月十五日に香澄村国民学校に行くと、校長先生から天皇陛下の大事な話があると校庭に整列し戦争に負けたと話を聞かされました。そして昭和二十三年、東京に帰ってきましたが、お金の価値が下がったのが原因で、農作物、お米や味噌、醤油などを物々交換でしか売ってくれなくなりました。母親やお婆ちゃんは、着物とお米等を交換していました。戦争が、人々の心を貧しくしていったのです。その終戦後復興する迄多くの国民が苦しい生活を強いられたのです。現在多くの不平不満があるでしょうが平和な社会を守る為に絶対に戦争に巻き込まれては成りません。平和な日々を有難く思う気持ちから。

あけぼの

知らないなら学ぼう　伝えよう

「知っているなら」と第13回東京大空襲を語り継ぐ集いが開催。70年前の生き地獄が語りと映像で再現。B29三〇〇機、2千屯の新型焼夷弾で10万余人の命と全ての財産が焼かれ東部地域は2時間で壊滅★横十間川には東京モスリンの女工さんの死体が水面を覆い、隅田川貯木場に浮ぶ焼死体回収は一ヵ月以上も続いたとの事★米軍に依る無差別絨毯爆撃で全国66都市が焼土と化した。★語部のTさん「70年前私は青い空を見上げるのが恐かった」どうしてと聞く大島第五小学校児童、「上空からB29の爆弾が何回も落とされたの」児童は「学校では戦争のことは殆んど知らない」というが「ノーベル賞のマララちゃんのことは皆知っています。」そして「顔は真黒に焼けているのに子供を背負った背中だけ真白なのに足がすくんだ」と写真の印象を語った★〝聖戦〟の名のもとに三百万人の命を奪った愚かな戦争。国民は塗炭の苦しみを味わった。歴史の事実に背を向け過去の真実を曲げて戦争路線をひた走る安倍政権。祖父岸信介の過ちを再び繰り返そうというのか。（杉）

選挙戦いよいよ

4月26日は江東区長・区議会議員選挙の投票日です。前回は東日本大震災の救援・復興、エネルギー政策の転換などが争点でしたが、今回はその教訓を活かし、自治体での福祉と防災の割は大きくなります。

まちづくりが求められています。東京オリンピックも決まり、江東区も開催地として果たすべく役割は大きくなります。

地域防災協定や待機児童の克服、福祉医療教育の充実などが求められています。区民の声と願いが届く区政への転換、くらしと仕事を守り、福祉と教育を充実させる区政の実現を目指す賢明な選択・判断をし、切実な制度政策・要求実現の最大のチャンスと捉え、投票行動に結びつけましょう。

［問題］上の絵と下の絵では7つのマチガイがあります！どこでしょう？（作・野上和彦）

消費税の増税を中止せよ！
全国に響く怒りの声

今年の重税反対統一行動は3月13日（金）に江東区総合区民センターで開催しました。重税反対の一点で団結して訴えるこの行動は一九七〇年に開始し、今年で46回目を迎えました。

「消費税増税中止・社会保障改悪許すな！平和憲法を守れ！いっせい地方選挙を勝利しよう！」をスローガンに掲げ、約150人の参加で区労連川村事務局次長の開会あいさつではじまり、主催者あいさつを東京土建江東支部の金谷執行委員長、来賓として東部法律事務所の坂元弁護士、日本共産党の赤羽目江東区議会議員、決意表明を江東生活と健康を守る会の佐藤会長、全日本年金者組合江東支部の大瀬支部長にそれぞれ行ってもらいました。

新日本婦人の会の藤谷さんによる集会決議では「昨年4月から消費税8％増税で景気が悪くなり実質賃金は17ヵ月連続低下、個人消費の冷え込み、円安と物価高で中小企業は苦しんでいる。消費税10％への増税、社会保障の連続削減は格差拡大と景気悪化をもたらすだけで中止すべきだ。応能負担原則に基づく国民本位の税制改革を行えば消費税増税をしなくても、社会保障充実の財源を生む出すことは可能で、これ以上の安倍政権の暴走を許さないために共同の輪をさらに広げ、すべての階層の国民が決起しよう」と呼びかけました。集会終了後江東東・西税務署に分かれて増税中止を訴えデモ行進をし、個人請願と集団申告を行いました。

集会成功に向けての学習会の様子

消費税の再増税は許さないぞー！

求人

☆株式会社コタカ／代表者：小松忠孝／中央区京橋1―1―1八重洲ダイビルB3―9／☎03（3223）5858／FAX03（3231）2212／info@kotaka.jp　募集：電工2名／社員／野丁場・入混／条件：経験者・見習・資格・普免

☆土橋工務店・土橋正蔵／江東区枝川1―15―9／☎090（3474）3336／FAX03（5683）7807／募集：型枠大工2名／常用・見習／条件：経験者・見習

☆株式会社ワン・プロテックス／代表者：宇野勲／江東区東砂7―10―29／☎03（6458）4787／090（8314）7835／FAX03（6458）4788／募集：防水・防触工1～2名／社員／入混／条件：見習（若い人でこれから仕事を覚えようとしている人大歓迎）

好機到来

深七分会 中尾正文

火星人の話は、子供の時から親しんできた。昨今は、木星、土星にも生命が誕生する？誕生している？可能性があると、科学衛星の収集データの分析報道がなされている。自然界の事実は、人智を超える世界を突きつける。そこにはただただ頭を垂れ、素直に敬服する以外にない。深海の生物でさえ、その事実を私たちに優しく教えてくれる。でもでも、私たちは同じ「人間」を信じることができない世界を続けている。

江戸時代の第5代将軍綱吉の御世、そうあの「犬公方」の時代は、当人である綱吉が意識していなくとも、後世の私たちが、「教訓として学べる多くの歴史」を残してきた。文武から文治への変換である。その序章は、十歳で将軍の位についた第4代将軍家綱に始まる。幼年故、幕府は家光の腹違いの弟であり、家光の信任が厚かった保科正之を後見人としたのである。自己満足の発露（権力の象徴＝戦いのシンボル）である天守閣再建より、「明暦の大火」からの江戸の町復興を優先した。少数意見であったが、正之の信念が周りの幕閣を説得した。現在は、逆の方向に政治を進め、周りは納得でなく、黙らされている体たらくを正之ならなんと見るだろう。

今、平和社会建設が流れでなく「戦争への流れ」を止める時、潮目をよく見ながら変える事ができる好機。その潮目とは、何としても「憲法9条」の死守の機運であり、この盛り上がりを応援して、憲法改正のトライアルとする環境権創設などの甘言を許すまじ、とする国民運動の好機到来です。

〔答え〕1．左端の置物　2．本を読んでいる人の膝の上にある猫のしっぽ　3．背後の横断幕の左側の柱　4．猫を抱いている人の髪の長さ　5．左端の人のほうれい線　6．手前・左から2人目の人の髪　7．手前・右から2人目の人の目